

苫小牧市耐震改修促進計画 (第3次 素案)

令和3年 月改定

苫小牧市

苫小牧市耐震改修促進計画

目 次

第1章 計画の目的等	
1 背景と目的	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	1
第2章 想定される地震の規模と被害の状況	
1 苫小牧市における想定地震	2
2 想定地震による建築物被害想定	3
第3章 住宅・建築物の耐震化の現状	
1 住宅の耐震化の現状	4
2 多数利用建築物の耐震化の現状	5
3 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の現状	6
第4章 住宅・建築物の耐震化の目標	
1 住宅の耐震化の目標	8
2 多数利用建築物の耐震化の目標	9
3 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標	9
第5章 住宅・建築物の耐震化の促進を図るための施策	
1 各主体の役割	10
2 耐震化の促進に向けた施策	10
3 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	11
4 耐震診断・改修の促進を図るための支援や環境整備	12
第6章 建築基準法等に基づく勧告又は命令等	
1 耐震改修促進法に基づく指導等	16
2 建築基準法に基づく勧告又は命令	16
3 所管行政庁との連携	16

第1章 計画の目的等

1 背景と目的


平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、住宅や建築物の倒壊等により多くの人命が失われました。この教訓を踏まえ、同年10月、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）が制定されました。

その後、平成18年に耐震改修促進法が改正され、国及び地方公共団体による計画的な耐震化の促進や建築物に対する指導等の強化が位置づけられました。

苫小牧市では、国の基本方針及び平成18年12月に策定された「北海道耐震改修促進計画」を勘案し、平成20年3月に「苫小牧市耐震改修促進計画」を策定し、平成29年2月に「苫小牧市耐震改修促進計画（第2次）」を策定しました。

しかし、近年においては、平成20年の岩手・宮城県内陸地震、平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震、平成30年の大阪府北部地震など大地震が頻発しており、本道においても、平成30年9月に最大震度7を観測する胆振東部地震が発生しています。このように、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあり、住宅や建築物の耐震化は、重要かつ緊急的な課題として、その促進に積極的に取り組む必要があります。

こうした状況を踏まえ、引き続き、地震による被害の軽減を図り、市民の方々の安全で安心な生活を確保するため、市内の住宅及び建築物の耐震化を計画的に促進することを目標として、「苫小牧市耐震改修促進計画（第3次）」を策定するものです。

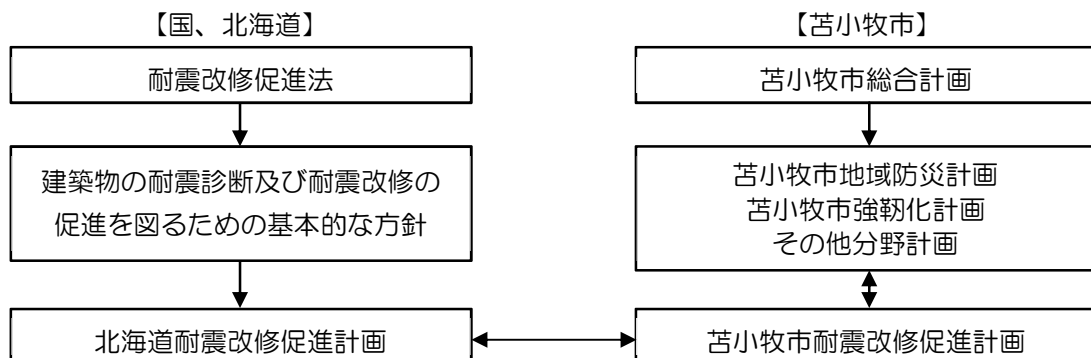


持続可能な開発目標（SDGs）とは、2015年9月に国連サミットで採択された国際社会全体の開発目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール（目標）・169のターゲット（取組）から構成されています。本計画と関連性が高い目標として11・13があげられます。住宅・建築物の耐震化の取り組みを進めることは、SDGsが目指す社会的課題の解決につながるものです。

2 計画の位置付け

苫小牧市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第6条第1項の規定に基づき、苫小牧市の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために定めるものです。

本計画は、「北海道耐震改修促進計画」や本市の上位計画、分野別計画と整合を図るものとします。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

第2章 想定される地震の規模と被害の状況

1 苫小牧市における想定地震

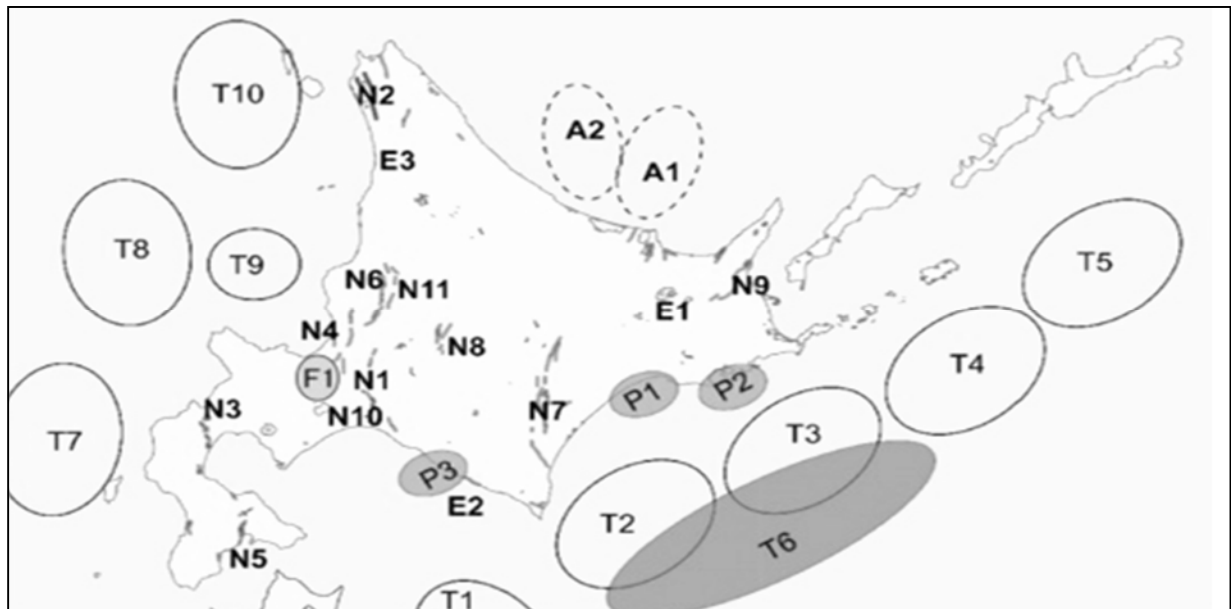
「北海道地域防災計画」では、北海道に被害を及ぼす可能性のある地震として、海域で発生する海溝型（プレート境界）地震と、陸域などで発生する内陸型（地殻内）地震に大別して30の地震を想定しています。

「北海道耐震改修促進計画」では、「北海道地域防災計画」に基づき、30の地震を想定しています。

苫小牧市においては、これらの地震のうち、胆振総合振興局管内で人的被害が最大となる石狩低地東縁断層帯南部の地震を想定しています。

【想定地震】

[北海道地域防災計画（令和元年(2019年)5月）抜粋]



海溝型地震		内陸型地震							
千島海溝／日本海溝	T1	三陸沖北部	活断層帯	N1	石狩低地東縁主部	活断層帯	N9	標津	
	T2	十勝沖			主部北部		N10	石狩低地東縁南部	
	T3	根室沖			主部南部		N11	沼田一砂川付近	
	T4	色丹島沖		N2	サロベツ	伏在断層	F1	札幌直下	
	T5	択捉島沖		N3	黒松内低地		E1	弟子屈地域	
	T6	500年間隔地震		N4	当別		E2	浦河周辺	
日本海東縁部	T7	北海道南西沖		断層帯	N5	函館平野西縁	既往の内陸地震	E3	道北地域
	T8	積丹半島沖			N6	増毛山地東縁			
	T9	留萌沖			N7	十勝平野			
	T10	北海道北西沖				主部			
プレート内	P1	釧路直下			N8	光地園	オホーツク海	A1	網走沖
	P2	厚岸直下	富良野			A2		紋別沖	
	P3	日高中部	西部						

2 想定地震による建築物被害想定

北海道では、北海道地域防災計画の想定地震に基づき、各（総合）振興局管内で地震に係る被害調査を実施しています。

各（総合）振興局管内で人的被害（死者数）が最大となる被害想定結果は、以下のとおりとなっています。

【各振興局管内で人的被害が最大となる地震に係る被害想定】

地震被害想定等調査結果報告書 [北海道総務部危機対策局危機対策課（平成30年（2018年）2月）公表]

(総合)振興局	振興局ごとに死者数が最大となる想定地震	最大震度	人的被害			建物被害（揺れに起因）		
			総人口	死者数	重軽傷者数	総棟数	全壊棟数 (全壊割合)	全半壊棟数 (全半壊割合)
空知	沼田-砂川付近の断層帯(N11)	7	311,713	366	768	162,359	8,304 (5.1%)	15,278 (9.4%)
石狩	月寒背斜に関する断層帯(F1)	7	2,360,832	979	18,543	564,217	22,471 (4.0%)	64,283 (11.4%)
後志	北海道留萌沖(T9)	7	224,190	36	623	118,931	658 (0.6%)	3,900 (3.3%)
胆振	石狩低地東縁断層帯南部(N10)	7	413,968	58	706	161,835	1,676 (1.0%)	4,510 (2.8%)
日高	石狩低地東縁断層帯南部(N10)	7	73,316	9	199	54,888	463 (0.8%)	1,565 (2.9%)
渡島	函館平野西縁断層帯(N5)	7	424,808	35	634	188,265	1,765 (0.9%)	4,986 (2.6%)
檜山	北海道南西沖(T7)	7	40,312	18	291	29,105	716 (2.5%)	2,414 (8.3%)
上川	富良野断層帯西部(N8)	7	521,087	46	518	224,059	1,306 (0.6%)	3,171 (1.4%)
留萌	増毛山地東縁断層帯(N6)	7	50,170	24	424	31,599	950 (3.0%)	3,163 (10.0%)
宗谷	北海道北西沖(T10)	7	68,153	103	277	37,118	2,224 (6.0%)	4,031 (10.9%)
十勝	標津断層帯(N9)	7	305,998	36	365	152,607	1,640 (1.1%)	4,318 (2.8%)
十勝	十勝平野断層帯主部(N7)	7	351,443	68	1,390	175,596	3,301 (1.9%)	11,118 (6.3%)
釧路	十勝沖(T2)	6強	248,209	20	684	106,417	493 (0.5%)	2,945 (2.8%)
根室	標津断層帯(N9)	6強	80,847	5	170	49,380	201 (0.4%)	1,287 (2.6%)

第3章 住宅・建築物の耐震化の現状

1 住宅の耐震化の現状

令和2年度の住宅の耐震化の現状は、総戸数約78,500戸のうち約71,100戸が耐震性を確保していると推定され、耐震化率は90.6%となっています。

さらに、住宅の耐震化率を「戸建て住宅」と「共同住宅」の種類別に細分化すると、「戸建て住宅」は、総戸数約40,300戸のうち約35,300戸が耐震性を確保していると推定され、耐震化率は87.6%、「共同住宅」は、総戸数約38,200戸のうち約35,800戸が耐震性を確保していると推定され、耐震化率は93.7%となっています。

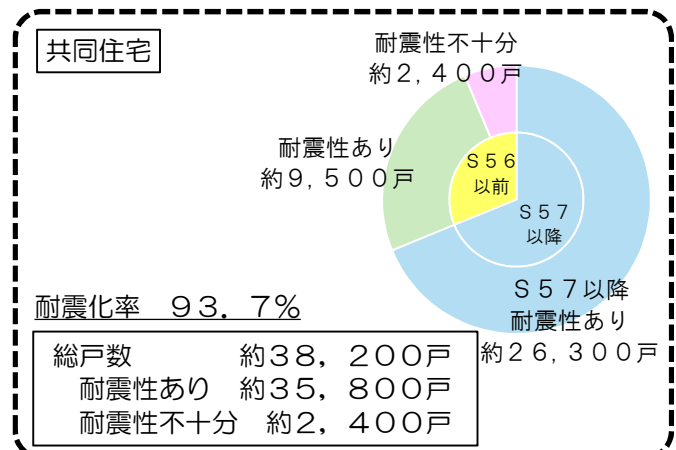
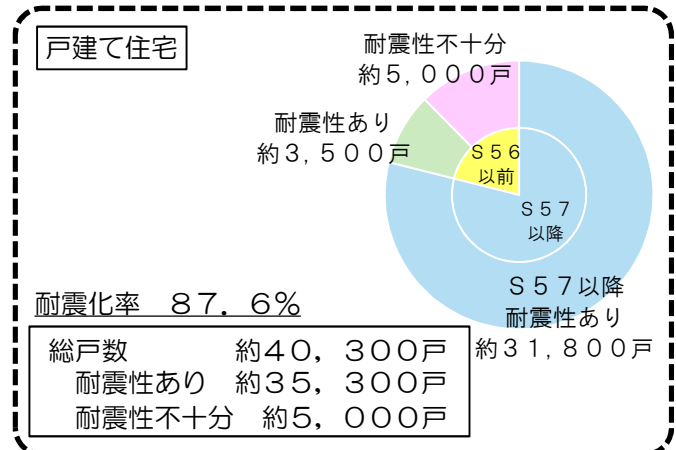
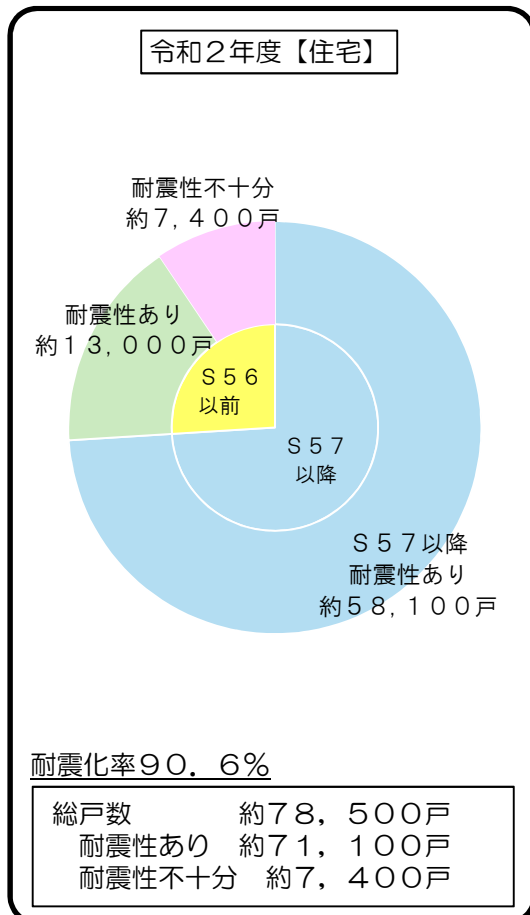
なお、令和2年度の道内の住宅の耐震化率は90.6%（戸建て住宅85.9%、共同住宅95.7%）となっています。

【住宅の耐震化の現状（令和2年度）】

(単位：戸)

種類	総戸数	旧耐震基準			新耐震基準		耐震化率
		S56年以前	耐震性不十分	耐震性あり	S57年以降	耐震性あり	
			c	d			
a=b+e	b	c	d	e	f=d+e	g=(f/a)	
戸建て住宅	40,300	8,500	5,000	3,500	31,800	35,300	87.6%
共同住宅	38,200	11,900	2,400	9,500	26,300	35,800	93.7%
住宅合計	78,500	20,400	7,400	13,000	58,100	71,100	90.6%

※ 住宅・土地統計調査を基に推計した値です。ただし、「耐震性あり」の戸数は、国の推計方法を準用しています。



2 多数利用建築物の耐震化の現状

耐震改修促進法第14条に掲げる多数の者が利用する建築物（以下「多数利用建築物」という。）の現状は、総棟数632棟のうち、560棟が耐震性を確保していると推定され、耐震化率は88.6%となっています。

さらに、多数利用建築物の耐震化率を「市有建築物」と「民間建築物」に区分すると、「市有建築物」は、総棟数235棟のうち212棟が耐震性を確保しており、耐震化率は90.2%、「民間建築物」は、総棟数397棟のうち348棟が耐震性を確保していると推定され、耐震化率は87.7%となっています。

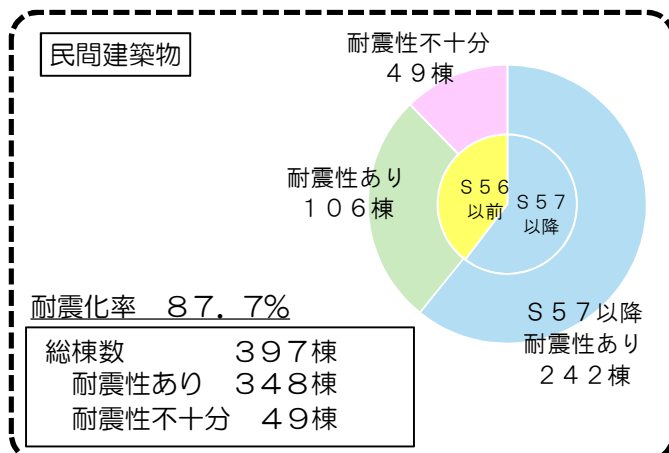
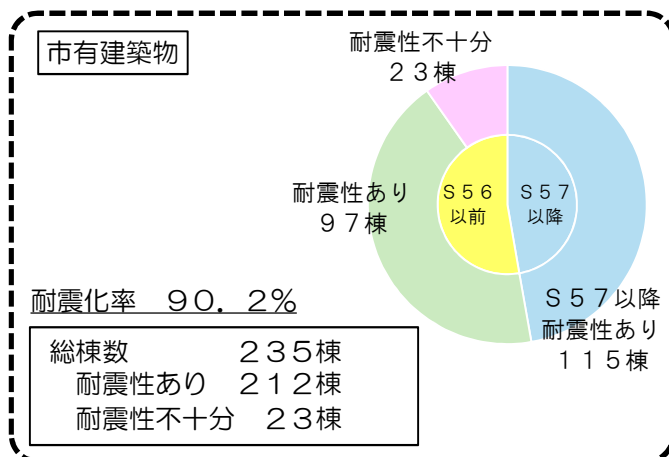
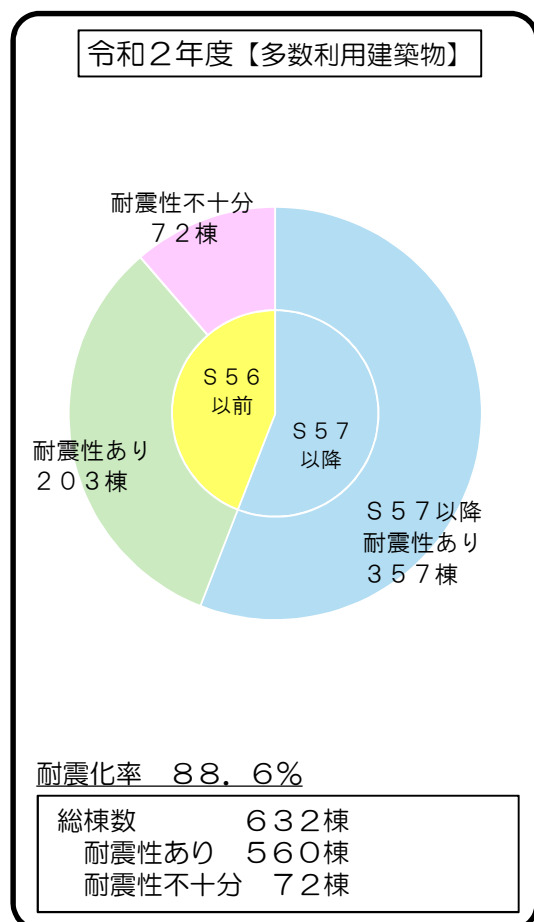
なお、令和2年度の道内の多数利用建築物の耐震化率は、93.7%となっています。

【多数利用建築物の耐震化の現状（令和2年度）】

（単位：棟）

区分	総棟数	旧耐震基準			新耐震基準		耐震化率
		S56年以前	耐震性不十分	耐震性あり	S57年以降	耐震性あり	
			c	d			
a=b+e	b	c	d	e	f=d+e	g(=f/a)	
市有建築物	235	120	23	97	115	212	90.2%
民間建築物	397	155	49	106	242	348	87.7%
市内全数	632	275	72	203	357	560	88.6%

※ 民間建築物の「耐震性あり」の棟数は、国の推計方法を準用しています。



3 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の現状

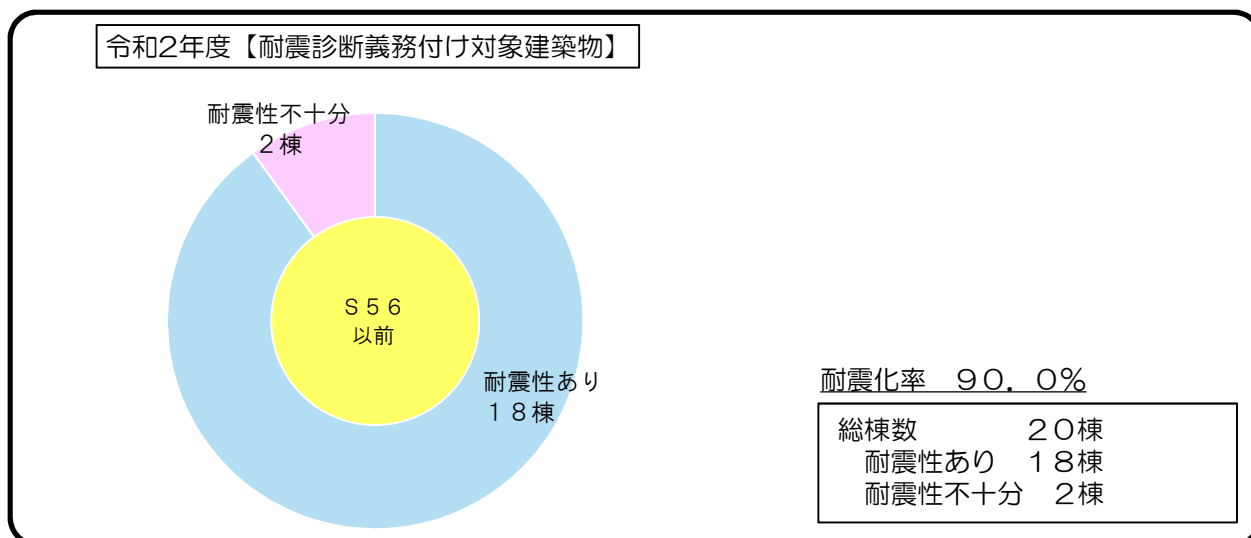
耐震改修促進法附則第3条に規定する要緊急安全確認大規模建築物（以下「耐震診断義務付け対象建築物」という。）については、民間建築物に該当はなく、市有建築物 20 棟が該当していますが、このうち、18 棟が耐震性を確保しており、耐震化率は 90.0%となっています。

なお、令和2年度の道内の耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率は 80.7%となっています。

【耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の現状（令和2年度）】

（単位：棟）

用途区分	旧耐震基準			耐震化率 d (= c/a)
	S56年 以前	耐震性 不十分	耐震性 あり	
	a	b	c	
総合体育館	1	1	0	0.0%
市民会館	1	1	0	0.0%
小学校、中学校	17	0	17	100.0%
高齢者福祉センター	1	0	1	100.0%
合 計	20	2	18	90.0%



【多数利用建築物等一覧表】

用 途		多数利用建築物 (法第 14 条)	耐震診断義務付け 対象建築物 (法附則第3条)
学校	小学校、中学校、中等教育 学校の前期課程、特別支援 学校	階数 2 以上かつ 1,000 ㎡以上（屋内運動場の面 積を含む。）	階数 2 以上かつ 3,000 ㎡以上（屋内運動場の面 積を含む。）
	上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上	
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数 1 以上かつ 1,000 ㎡以上	階数 1 以上かつ 5,000 ㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上	階数 3 以上かつ 5,000 ㎡以上
病院、診療所			
劇場、観覧場、映画館、演芸場			
集会場、公会堂			
展示場			
卸売市場			
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			
ホテル、旅館			
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿			
事務所			
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数 2 以上かつ 1,000 ㎡以上	階数 2 以上かつ 5,000 ㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所		階数 2 以上かつ 500 ㎡ 以上	階数 2 以上かつ 1,500 ㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上	階数 3 以上かつ 5,000 ㎡以上
遊技場			
公衆浴場			
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物			

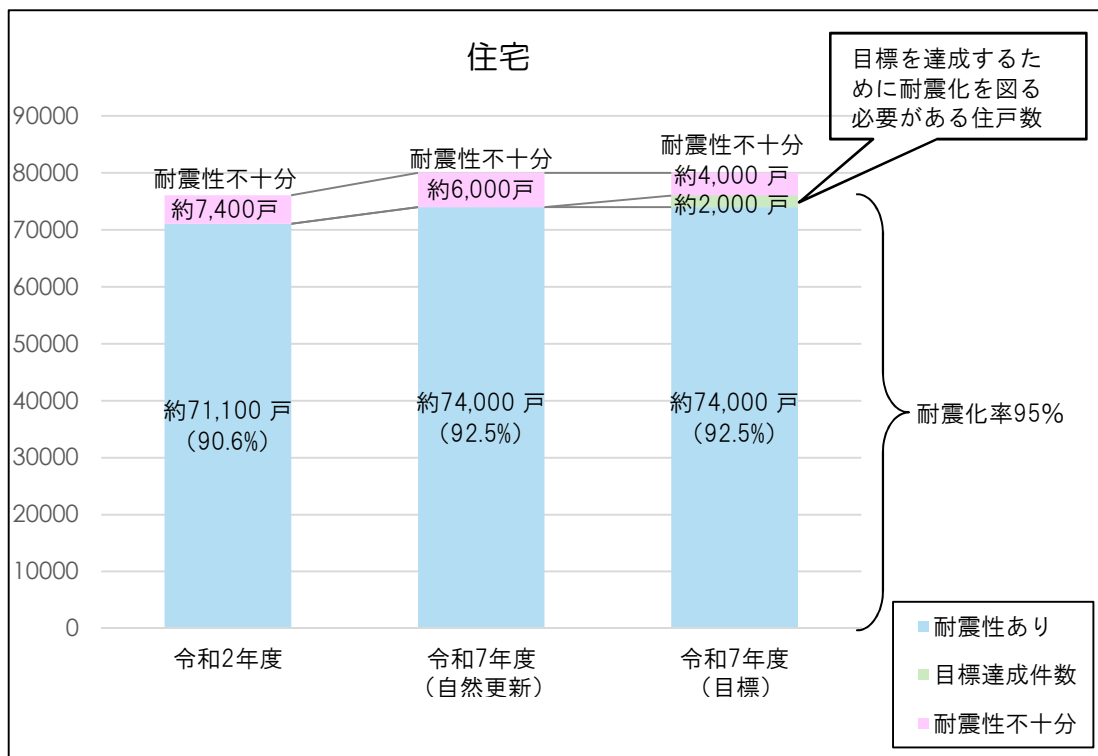
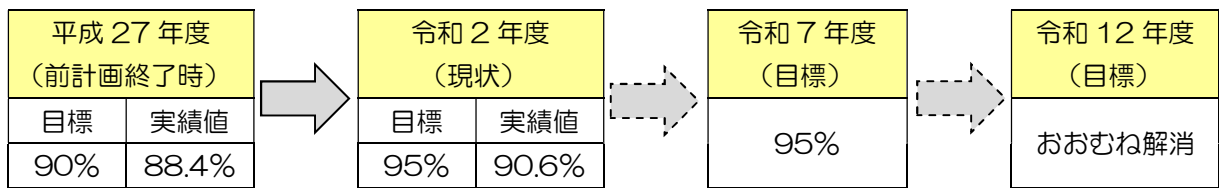
第4章 住宅・建築物の耐震化の目標

1 住宅の耐震化の目標

住宅については、市内における耐震化率の現状や「北海道耐震改修促進計画」を踏まえ、令和7年度までに、耐震化率を95%とすることを目標とするとともに、令和12年度までには耐震性が不十分な住宅を「おおむね解消」することを目指します。

令和2年度の住宅の耐震化率は90.6%で、令和7年度の目標を達成するためには、さらに約2,000戸の住宅の耐震化が必要となります。

【住宅の耐震化率の推移と目標】

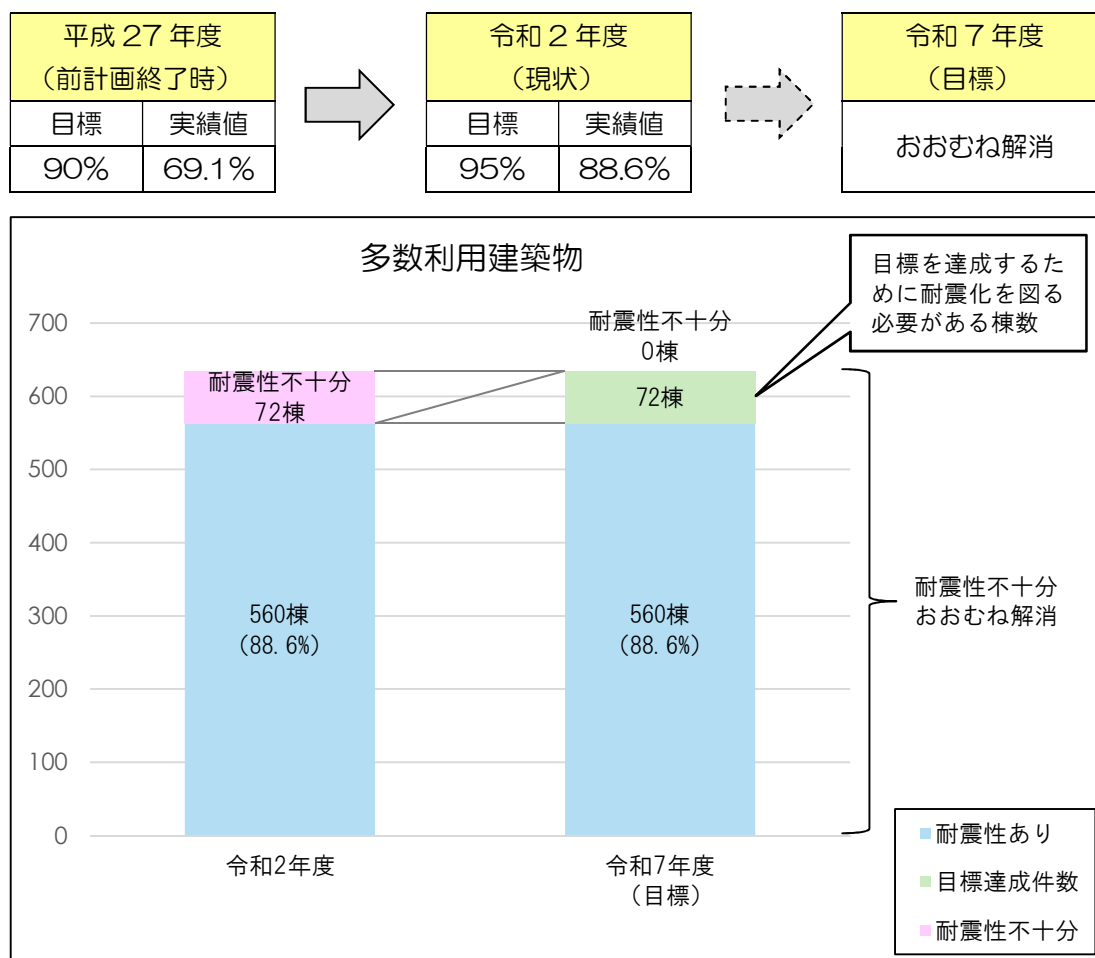


2 多数利用建築物の耐震化の目標

多数利用建築物については、市内における耐震化率の現状や「北海道耐震改修促進計画」を踏まえ、令和7年度までに、耐震性が不十分な建築物を「おおむね解消」することを目標とします。

令和2年度の多数利用建築物の耐震化率は88.6%で、令和7年度の目標を達成するためには、さらに72棟の建築物の耐震化が必要となります。

【多数利用建築物の耐震化率の推移と目標】



3 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標

耐震診断義務付け対象建築物については、「北海道耐震改修促進計画」を踏まえ、令和7年度までに、耐震性が不十分な建築物を「おおむね解消」することを目標とします。

令和2年度の耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率は90.0%で、令和7年度の目標を達成するためには、さらに2棟の建築物の耐震化が必要となります。

第5章 住宅・建築物の耐震化の促進を図るための施策

1 各主体の役割

住宅・建築物の耐震化の促進を図るためには、住宅・建築物の所有者や建築関連事業者の理解と協力が不可欠であることから、耐震化の促進に向けて、地方公共団体の役割のほか、所有者及び建築関連事業者の役割を定めます。

(1) 地方公共団体の役割

ア 苫小牧市の役割

市は、多くの市民が利用する市有建築物の耐震化に率先して取り組むとともに、住宅・建築物の耐震化の促進に向けた普及啓発、環境整備等の施策を実施していきます。

イ 北海道の役割

北海道は、広域的・総合的な観点から、市町村と連携しながら耐震化の促進に向けた普及啓発や環境整備等の施策を推進します。

(2) 建築物所有者の役割

住宅や建築物は、地域社会のなかの構成員である住民の生活基盤であり、また、企業等においては経済活動の基盤でもあります。

住宅・建築物の所有者は、地震防災対策が自らの生命や財産の保全につながるとともに、隣接する建築物や道路へ及ぼす被害の抑制といった都市機能の保持にも大きく影響することを認識し、自らの問題のみならず、地域の問題といった意識を持って、主体的に地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとします。

(3) 建築関連事業者の役割

建築関連事業者は、住宅・建築物の耐震性を確保することが人命に関わることを再認識し、所有者をはじめとした地域社会との信頼関係の一層の構築を図り、地震に対する安全性を確保した良質な住宅・建築物の建築、改修、維持管理に努めるものとします。

2 耐震化の促進に向けた施策

住宅・建築物の耐震化の目標達成に向けて、次の2つを施策の基本的方向とし、国の住宅・建築物耐震改修等事業等の活用と、庁内や北海道との連携を図りながら、効果的、効率的な施策を展開します。

- (1) 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及
- (2) 耐震診断・改修の促進を図るための支援や環境整備

3 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

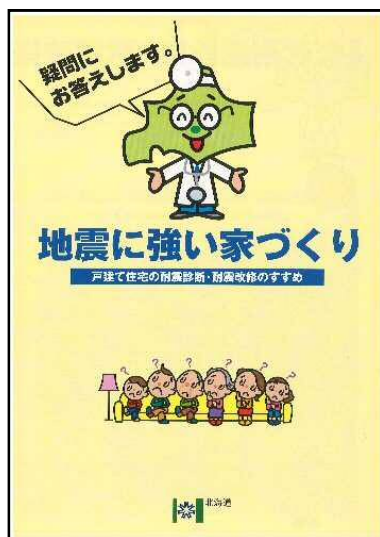
苫小牧市は、住宅・建築物の所有者に対して、地震に対する安全性確保の重要性を認識してもらうとともに、耐震診断や耐震改修の必要性や効果について普及啓発を図ります。

(1) 耐震化に関する情報の提供

北海道が作成したパンフレットや一般財団法人日本建築防災協会が発行するパンフレットを、建築関係団体と連携しながら相談窓口や住宅関連イベントなどを通じて配布するとともに、パンフレットの内容をホームページにも掲載し、耐震化の重要性などについての普及啓発に努めます。

また、耐震診断・耐震改修の重要性や必要性に関する知識の普及を図るため、北海道と連携して地震防災セミナーを引き続き開催するとともに、町内会などを単位とした出前講座においても知識の普及に努めます。

【一般向けパンフレット】



(2) 地震防災マップの公表

市民や建築物の所有者等に、市内において発生のおそれのある地震やそれによる被害の可能性を伝えることにより、地震に対する注意喚起と防災意識の高揚を図るために、「地震防災マップ（揺れやすさマップ）」をホームページ等で公表します。

(3) 各種認定制度に関する情報の提供

平成 25 年の改正耐震改修促進法では、建築物の耐震化を円滑に促進するため、耐震改修工事に係る容積率・建ぺい率の緩和などの各種認定制度が設けられおり、この制度の情報提供に努めていきます。

ア 耐震改修工事に係る容積率、建ぺい率の緩和（法第 17 条）

耐震改修計画の認定を受けた建築物は、耐震改修で増築する場合に、容積率・建ぺい率の特例措置が認められ、床面積を増加することができます。

イ 建築物の地震に対する安全性の表示制度（法第 22 条）

耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物は、広告等に耐震基準への適合認定を受けたことを表示することができます。

【耐震基準適合認定表示制度】



ウ 区分所有建築物の議決要件の緩和（法第 25 条）

耐震改修を行う必要がある旨の認定を受けた区分所有建築物（マンション等）は、大規模な耐震改修を行おうとする場合の議決要件が 3/4 以上から 1/2 超に緩和されます。

4 耐震診断・改修の促進を図るための支援や環境整備

市は、耐震診断・耐震改修の促進を図るため、耐震診断・改修に要する費用負担の軽減を図る所有者支援や耐震診断・改修に関する相談体制の充実などの環境整備に努めます。

(1) 住宅の耐震化の促進

ア 住宅の耐震診断の促進

耐震診断は、所有者が耐震改修の必要性を判断する上で重要な調査であり、防災意識の向上や地震に対する不安の解消にも寄与することから住宅の耐震診断を促進します。

(7) 住宅の耐震診断に対する補助事業の実施

耐震診断に要する費用の一部を補助する「苫小牧市木造住宅耐震改修等補助金交付制度」を実施し、住宅の所有者の地震に対する不安の解消と耐震化への取組を支援します。

(1) 戸建て木造住宅無料耐震診断の実施

市では、昭和56年5月31日以前に着工された戸建て木造住宅を対象とした無料耐震診断を実施し、住宅の所有者の地震に対する不安の解消と耐震化への取組を支援します。

イ 住宅の耐震改修の促進

耐震診断の結果、倒壊の危険性が高いと判定された住宅については、耐震改修の実施に対して障害となる事項の解消に努め、住宅の耐震改修を促進します。

(7) 住宅の耐震改修に対する補助事業の実施

耐震設計・改修に要する費用の一部を補助する「苫小牧市木造住宅耐震改修等補助金交付制度」を実施し、住宅の所有者の耐震化への取組を支援します。

【苫小牧市木造住宅耐震改修等補助金交付制度】

	補助率	補助限度額
耐震診断	2/3	10万円/戸
耐震設計	2/3	10万円/戸
耐震改修	3/10	60万円/戸

(1) 苫小牧市住宅耐震・リフォーム支援事業の実施

住宅の所有者がリフォーム工事と併せて耐震改修を行う場合に、金融機関から融資を受けた所有者に対して、その利子の一部を利子補給する「苫小牧市住宅耐震・リフォーム支援事業」を実施し、住宅の所有者の耐震化への取組を支援します。

(2) 支援制度の充実と他施策との連携

昭和56年以前の建築基準法の耐震基準で建築された住宅は、建築後、少なくとも約40年以上が経過しており、住宅自体の老朽化も進んでいることなどから、耐震改修をする際の費用が高額となり、改修に踏み切れない場合も多いと考えられます。

こうしたことを踏まえ、耐震化の取組に対する支援策を充実させるとともに、空き家の解体に対する補助事業等、他施策と連携した取組を進めます。

(3) 多数利用建築物の耐震化の促進

苫小牧市では、多数利用建築物について、耐震性能の向上について適切な措置を講じることができるよう、耐震化の状況などを記載する台帳を整備しています。

この台帳を活用しながら、多数利用建築物の耐震化の促進に努めるとともに、地震に対する安全性を確保するため耐震診断や耐震改修の必要があると認めるときは、その建築物の所有者に対して、耐震改修促進法第15条第1項の規定に基づき、耐震診断及び耐震改修について必要な指導・助言を行います。

(4) 不特定多数の者等が利用する大規模建築物の耐震化の促進

平成 25 年に改正された耐震改修促進法において、多数利用建築物のうち、病院・店舗・旅館等の不特定多数の者が利用する大規模建築物及び学校・老人ホーム等の避難弱者が利用する大規模建築物について、耐震診断の義務化及び耐震診断結果の公表が規定されました。

苫小牧市においては、市有建築物の 20 棟が該当しますが、全て耐震診断を終了し、その結果を公表しています。

(5) 地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物

地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路として、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画において、第 1 次から第 3 次までの緊急輸送道路が位置付けられています。

苫小牧市では、緊急輸送道路は、地震によって沿道の建築物が倒壊した場合において、緊急車両の通行や住民の避難を確保する必要があることから、耐震改修促進法第 6 条第 3 項第 2 号に規定する道路に指定することとします。

この緊急輸送道路の沿道にある建築物で、前面道路幅員に対し一定の高さなどを有するものは、建築物の所有者に対し、地震時の倒壊により道路を閉塞するおそれがある建築物であることを伝えるとともに、当該建築物の耐震診断の実施を促すこととし、地震に対する安全性を確保するため耐震改修の必要があると認めるときは、耐震改修を実施するよう指導・助言等を行っていきます。

(6) 市有建築物の耐震化の促進

苫小牧市が所有する多数利用建築物は 235 棟あり、このうち、昭和 57 年以降に建築されたもの、昭和 56 年以前の建築物で耐震診断により耐震性が確認されたもの及び耐震性が不足していたが耐震改修により耐震性を確保したものを加えた棟数は 212 棟で、耐震化率は 90.2%となっています。

苫小牧市が所有する建築物は、市庁舎などの防災拠点施設や学校、体育館などの避難施設、病院などの救護施設など地震防災の観点から重要な施設が多く、特に多数利用建築物については、規模が大きく被災時の影響が大きいことから、苫小牧市は率先して耐震化に取り組む必要があります。

【多数利用建築物（市有建築物）の耐震化の現状（令和 2 年度）】

(単位：棟)

区分	総棟数	旧耐震基準			新耐震基準		耐震化率
		S56年 以前	耐震性 不十分	耐震性 あり	S57年 以降	耐震性 あり	
			c	d			
a=b+e	b	c	d	e	f=d+e	g(=f/a)	
市営住宅	124	74	18	56	50	106	85.5%
学 校	91	37	0	37	54	91	100.0%
病 院	1	0	0	0	1	1	100.0%
その他	19	9	5	4	10	14	73.7%
計	235	120	23	97	115	212	90.2%

(7) その他の地震時の安全対策の推進

地震発生時では、住宅・建築物の倒壊のほか、敷地の崩壊や非構造部材等の落下などによる人的被害が多く発生していることから、住宅・建築物の耐震化と合わせて、窓ガラス等の落下防止対策などの地震時の総合的な建築物の安全対策を推進します。

ア 窓ガラス等の落下の防止対策

地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上3階建て以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、必要に応じて、所有者に対し改善指導を行います。

イ 大規模空間の天井の脱落防止対策

平成15年の十勝沖地震では、空港ターミナルビルの天井が崩落する被害が生じ、さらに平成23年の東日本大震災では、体育館や劇場など比較的新しい建築物も含めて大規模空間の天井が脱落する被害が発生しました。これらの被害を踏まえ、国土交通省の基準等に基づき、市有施設の対策を講じるとともに、建築基準法に基づく所有者による定期報告制度などにおいて、安全性の確保を図るよう指導します。

ウ エレベーター内の閉じ込め防止対策

地震発生時において、建築物に設置しているエレベーターが緊急異常停止し、エレベーター内に人が閉じ込められるなどの被害が発生しています。

これらの被害を防止するため、建築基準法に基づく所有者による定期検査において、地震の初期振動を感知し、最寄階に停止させ、ドアを開放する「地震時管制運転装置」の設置の促進を図るとともに、地震時のリスク等を周知するなど、安全性の確保を図るよう指導します。

エ ブロック塀等の倒壊防止対策

地震によるブロック塀等の倒壊を防止するため、既存ブロック塀等については、建築パトロールなどを通じて、点検・補強の指導を行うとともに、新規に施工・設置する場合には、施工・設置基準を遵守させるなど、安全性の確保について指導します。

(8) 耐震診断・耐震改修に係る相談体制の充実

苫小牧市においては、耐震診断及び耐震改修に係る相談窓口を設置し、診断等に関する相談対応をしています。

また、一般財団法人北海道建築指導センターにおいては、専門家による技術相談・法律相談を行っており、一般社団法人北海道建築士事務所協会においては、有料で現地調査も含めた技術相談を行っています。引き続き相談への対応をしていくとともに、市のホームページなどで積極的な周知を行い、苫小牧市の相談窓口や建築関係団体の技術相談等との連携を図るよう努めます。

第6章 建築基準法等に基づく勧告又は命令等

1 耐震改修促進法に基づく指導等

耐震改修促進法の改正では、現行の建築基準法令の耐震関係規定に適合しない全ての住宅や建築物の所有者に対して、耐震診断と必要に応じた耐震改修の努力義務を課しています。

このため、市は、周辺への影響などを勘案して必要があると認めるときは、その所有者に対して、耐震診断及び耐震改修について必要な指導・助言を行います。

また、耐震診断が義務付けされた不特定多数の者等が利用する大規模建築物及び耐震改修促進法第15条第2項に規定する不特定多数の者等が利用する一定規模以上の建築物等については、その所有者が適切に耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければならないものであり、行政としても耐震性能の向上について適切な措置をとるよう指導・助言、指示を行う必要性が高いものです。

このため、市は、国の基本方針に規定する技術上の指針となるべき事項を勘案して、建築物の所有者に対して指導・助言を行うよう努めることとし、指導に従わないものに対しては必要な指示を行うこととします。さらに正当な理由なく所有者が指示に従わなかったときは、その旨を公表することとします。

2 建築基準法に基づく勧告又は命令

市が、耐震改修促進法の規定に基づく指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、耐震診断が義務付けられた大規模建築物等の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、市は、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、建築基準法第10条第1項の規定に基づく勧告を行うとともに、その所有者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、同条第2項の規定に基づく命令を行います。

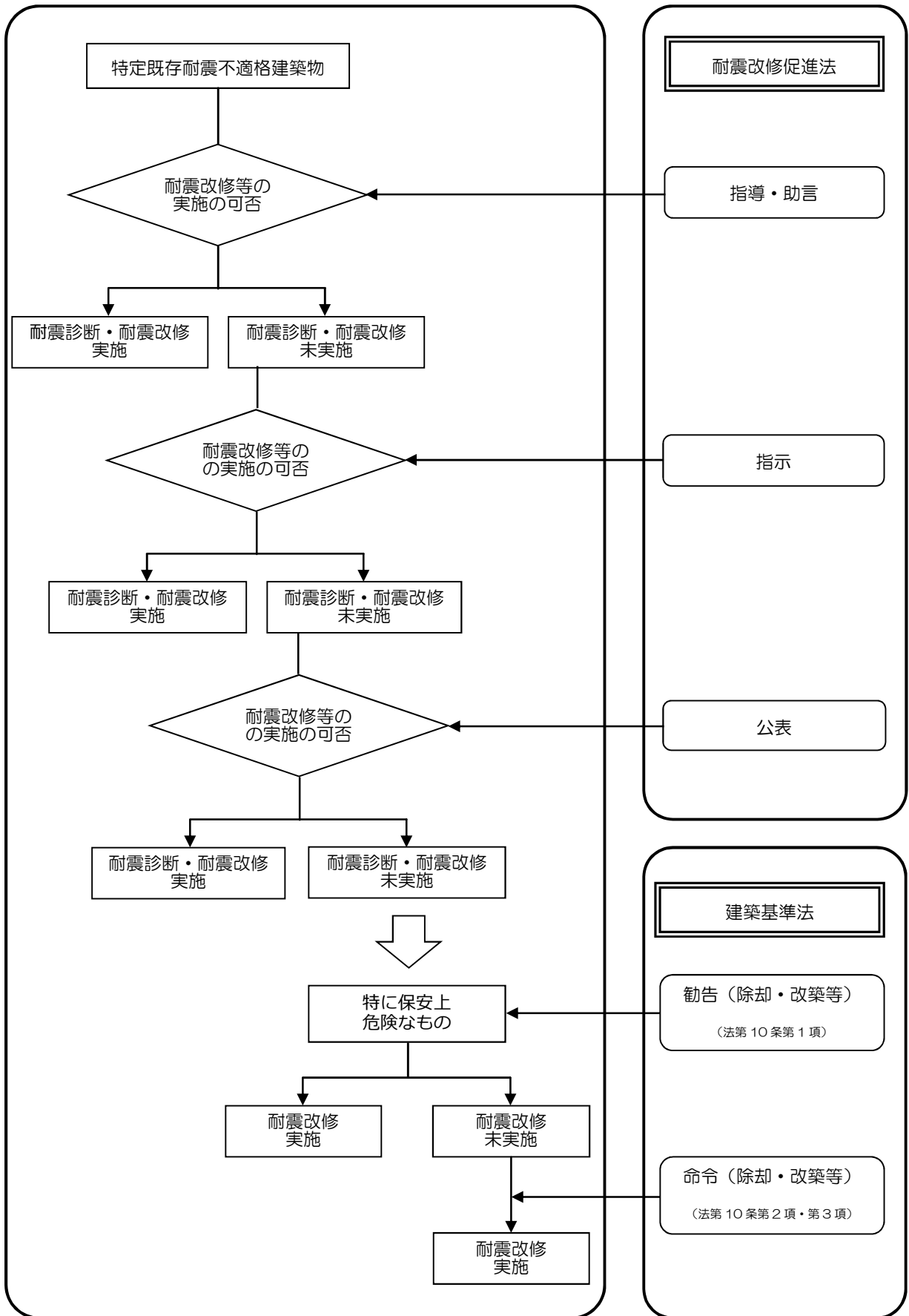
また、市は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については、速やかに同条第3項の命令を行います。

3 所管行政庁との連携

建築物の耐震化を促進するためには、指導等を行うにあたり、所管行政庁相互の整合性を確保した上で、その内容、実施方法を定め、効果的な実施を図っていく必要があります。

市は、北海道が開催する「全道住宅建築物耐震改修促進会議」や「全道建築防災・維持保全連絡会議」などの場を通じ、所管行政庁間で協議を行いながら、建築基準法に基づく勧告・是正命令の具体的な取組方針等を定めるなど、住宅や建築物の地震に対する安全性の確保・向上を図るため、他の所管行政庁と連携して指導等を進めていくこととします。

〈建築基準法による勧告等の実施の流れ〉



苫小牧市耐震改修促進計画
令和3年 月

苫小牧市都市建設部建築指導課

苫小牧市旭町4丁目5番6号
電話 0144-32-6111(代表)